

円覚寺領尾張国富田荘絵図に見る海水面変動

磯 貝 富士男

The Trace of Paria Emergence on A Map of The Manor Tomita Ovarinokuni in The 14th century

Isogai Fujio

要 旨

本稿は、円覚寺領尾張国富田荘絵図から海水面変動の跡を読み取り、沿海地域における変化やそれに伴う土地利用の在り方を明らかにし、海進や海退が社会生活に対してもたらす影響等を考察しようとするものである。この絵図は一三三〇年代に作成されたと考えられるので、基本的には、一一〇〇年頃のロットネスト海進第二頂点期以後パリア海退進行過程における在り方が対象となるが、それを中核に据えてそれ以前の在り方も視野に入れて検討する。

私は、この間、近代歴史学に内在し戦後支配的となった学説における、歴史を生産力の発展という文脈の中で、いかに進歩が成し遂げられていくか、という側面を中心に描いていこうとする歴史観に対して、気候の変化（冷涼化や温暖化）が進行していく中における人間の営為という側面からも歴史研究を行う必要があるという考え方を提出し、その手段として海水面変動という世界的現象を基準として利用する方法を提起してきた。具体的には、先駆者としてのフェアブリッジ氏による海水面変動曲線を導きの糸として、さらに日本の歴史上における海水面変動に関する事実確認を重ねて、フェアブリッジ曲線を補強あるいは修正するという作業を行なってきた。この仕事は一九七〇年代末以来進めてきたもので、一九九一年「パリア海退と日本中世社会」発表によってある程度の事実を提示し、今後さらに多くの事実を明らかにすべきことを呼び掛けてきた。この

作業は個別地域に即してこれを明らかにできる文献や絵図等の史料を探索し、分析を深め詳細な事実を明らかにしていくべきであると考えている。本稿では、中世の荘園絵図として有名な尾張国富田荘絵図が正にこの目的に適うものであるとして、関連文書とともに分析の対象として、海水面変動の跡とこの変動が人々に強いてきた社会的現象やその海水面変動への対応などを読み取ろうとするものである。

目次

はじめに

第一章 富田荘対一楊御厨余田方との争論対象地「萱野」に関して

第二章 富田荘絵図から考察する海水面変動
むすびに

はじめに

本稿は一三三〇年代作成の尾張国富田荘絵図^①から海水面変動の跡を明らかにし、その社会的影響を考察しようとするものである。本図は戦前から荘園の内部構造を知ることのできる絵図として知られてきたが、絵図に描かれた富田荘を含む名古屋南部地域の自然環境への関心が高まったのは、一九五九年九月二六日夜半名古屋地方一帯を襲い死者行方不明一八五一人を出した伊勢湾台風^②をきっかけとしてであった。この地域においては、高潮・浸水の被害を受けた後も長期に亘って排水されえなかつたため、以後ゼロメートル地帯として明確に認識されるようになっていく。今日までのこの地域への歴史的理解としては、①今日の在り方と近世初頭以来を比較して、浸水被害が特に著しかった南部低地域は一六世紀頃すべて海であったが、一七世紀以後人口増加を背景に干拓が進められ陸地が拡大してきたとする説^③、②今日と絵図が描かれた時代とを比較して、かつて高燥地であった所が地盤沈下によってゼロメートル地帯となつてしまったとする説^④、③低湿地化の理由を堤防構築のため川の方に土砂が溜り流路の方が高くなつてしまったとする説^⑤、④絵図に描かれた十四世紀の在り方を、古代末期以来の人間技術の進歩によって開拓造成してきた結果であるとする説^⑥、等が説かれてきた。ここでは①説を直接問題とするものではなく、本稿の主張から直接批判の対象となるのは②③④説である。しかし総てに共通して海水面変動という観点がなく、また論点を突き詰める点が弱かつたためか、一四世紀の高燥地がなぜ一六世紀には海となつていたのか十分検討されないまま、濃尾平野全体が地盤沈下してきたとする説が説かれてきたことは共通の弱点を示しているといえよう。

第一章 富田荘対一楊御厨余田方間の相論対象地「萱野」に関して

ここでは一三二〇年代～一三四九年に、円覚寺領尾張国海東郡富田荘方と宣政門院領同国愛智郡一楊御厨余田方との間で生じた争論の対象地「萱野」の歴史的な性格を、海水面変動論から検討する。まずこの相論に関する基本的な事実を確認しておこう。この相論に関する史料は、暦応元年（一三三三）十二月十五日付けの「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」を初見として、以後貞和五年（一三四九）に和与形式で一応の決着がつけられた同年七月廿五日「尾張国一楊御厨余田方預所等連署和与状」までの関連史料が、総て円覚寺文書として伝来している。そこから知られる相論に關わる最も早い時期に關する記述としては、同「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」に「任去九月廿五日御奉書之旨、上条太郎左衛門尉相共莅彼萱野境、令檢知」とあることから、暦応元年九月二五日以前から始まり、貞和五年（一三四九）七月廿五日の和与成立まで続けられたことがわかる。ただしこれは現存文書の作成契機となつた暦応期以来の相論についてのものであつて、この萱野領有争いはそれ以前から生じていた。その対立が始まつた時期については、暦応元年十二月十五日「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」が引用する所の「一楊御厨余田方雜掌申状に「非分押領之間、去正和四年、就訴申之」とあり、訴訟行為の最初は正和四年（一三一五）の一楊余田方からの訴えであつた。対立は少なくとも正和四年以前にまで遡りうる。

係争地を論ずるに当たつて、まず双方ともにその有効性を認めあつていた「寛治官符」の性格について問題にしておこう。荒尾宗顕代兵庫允長章と上条太郎左衛門尉が共に萱野境に臨み檢知した時の、双方の主張が手がかりとなる。富田莊雜掌の主張は、寛治官符に載せる所の「四至・海東郡并古河境」については異論はない。今問題となつている萱野境については、寛治以後新開発の萱野として「御厨河之水落」を守つて、その河以東を一楊方が管領し、以西を富田莊が知行して年序を経てきたものであるのに、元弘以来一楊御厨余田方が事を「寛治官符」に寄せて勅裁を掠め申し、「古河余流」（以東は己れのものだ）と号して押妨してきたのであるとする。それに対して一楊余田方雜掌の主張でも、「寛治官符四至境」については異論はないこと、問題の相論地については「海東郡古河之境」を守り知行せしむべきところを、富田莊側が「御厨河余流」を限りとして「知行」できるとする由を掠め申して、関東の武威を募り非分の押領をしてきたので、正和四年に訴訟を起し度々の「勅裁」を得てきたが、富田側がこれを受け入れなかつたため、「先朝御代」（後醍醐政權）から重ねて「勅裁」に預かり当知行を実現したのだが、足利政權となつた今また富田側が不当な企てを起したものであるとする。主張の相違点はどこが境界線であるかにあり、富田側が「御厨河之水落」であると主張するのに対して、余田方が「海東郡古河之境」であるとして対立している。その際持ち出されてきたのが「寛治官符」に載せる所の「四至・海東郡并古河境」であつて、結果的に双方ともそれが示す境界線については異論がなかつたのである。この寛治の官符については、従来は富田莊の立荘に關つて定められた富田莊の「四至」を示したものと考へられてきた。しかし史料には「寛治官符四至境」とか「所載寛治官符之四至・海東

郡并古河境」とか記載されているだけで、それが富田荘の立荘に際し作成され富田荘四至のみを記載するものであったとする積極的記載はない。むしろもっと広い範囲に関するものである可能性がある。理由の第一は、富田荘雜掌が「元弘以来、寄事於寛治官符」、掠申、勅裁、号古河余流「押妨之間」と主張する様に、先にこれを証拠書類として持ち出してきたのが一楊御厨余田方である点である。もし「寛治官符」が富田荘側の立荘関係書類であったとしたら、それを一楊側が手に入れることができたのだろうか。また手に入れることができたとしても富田荘の四至が描かれているもののみを証拠書類として提出するという様なことがあるのだろうか。むしろ「寛治官符」とは特定荘園の四至を記したものでなくもっと広域的性格を有したものと考えれば納得がいく。第二に、双方とも寛治官符に載せられている「四至境」を承認している事実を挙げる事ができる。その場合、富田荘雜掌の主張では「於所載寛治官符之四至・海東郡并古河境者」とあり、一楊余田方雜掌の主張では「於寛治官符四至境者」となっており、表現上若干の違いは有るが、両方ともに「四至」を述べている。したがって双方が富田荘の四至のみに限定して述べているとは言いい切れない。この場合の「四至」とは一荘園の四至をのみ示しているかと理解するよりも、もっと広域の図で、富田荘四至だけでなく一楊御厨の四至やその間に存在していた海東郡并古河境も載っていたと考えるべき余地もある。これは円覚寺など富田荘関係者のみが所有するようなものではなく、むしろ地域全体に関わるものとして、共通に所有されていたのか或いは公的機能を有する所で保管されていたのかして、地域社会で権威あるものだったのではないか。この点に関しては、寛治年間（一〇八七〜一〇九四）頃は全国的に沿海地域の陸地への海浸が進行し、特に寛治六年八月三日の台風に因って全国的高潮はそれをより甚だしいものにしてしまった事実（『扶桑略記』同日条）を重視する。私は、このような沿岸地域への海浸に対応して全国的に測量がなされ沿海図が作成されたものと推測している。そのような沿海図を私が確認できた事例に基づいて「寛治・承德沿海図」と呼んでいるが、この「寛治官符」とは、正にその範疇に含まれるものではないだろうか。以上を前提とした時、「寛治官符の四至境」が領域の確定のための基準とされ、しかも双方ともこれには異論がなかったにも関わらず、両当事者間で「萱野」領有権をめぐる紛争が解決できなかったことの意味が重視されてくる。それは、相論当時のこの地域の姿が、寛治年間の姿とが、全く違う状況になつていたためであろう。また争論対象地について、寛治以後の開発といういい方をしている事の意味が重視されねばならない。このことは海水面変動の観点からすると極めて注目すべき事実を示している。寛治年間頃とは、フェアブリッジの海水面変動曲線によればここ二千年の間で最も海水面が高まつたロットネスト海進第二頂点期にあたる。これは、この相論が海退によつて新たに陸地化した地をめぐる相論であつたことを意味する。

次に注目すべきは、両者間の境界線について双方の主張が異なる点である。富田荘雜掌の主張では、今相論の対象となつている萱野は「寛治以後新開発の萱野」であつて、堺を成していたのは「御厨河之水落」（御厨河の流れ）であり、今までこの河の流れを堺として守つて、東側を一楊方が西側を富田庄が知行するということ年序を経てきたとしている。それに対し一楊余田方は、堺の線は「海東郡古河之境」であつて、その線

を堺として守って知行してきたところ相手方が「御厨河余流を限りとして知行できる」といって非分の押領をしてきたと主張しているのである。ここには富田荘側が主張する「御厨河之水落」か一楊余田方が主張する「海東郡古河之境」とかという基本的争点が存在している。しかし、この「海東郡古河之境」については補足説明が必要となる。なぜなら富田荘雑掌の主張でも「所載寛治官符之四至・海東郡并古河境」については異論がないと述べられている様に、「寛治官符」に載せるところの「海東郡并古河境」については異論はないのである。したがって寛治年間の官符が示す「海東郡并古河境」と相論で問題となった「海東郡古河之境」とは場所が違っている点が重要になってくる。すなわち、争論で問題となっている「海東郡古河之境」とは海退が進行する過程で新たに陸地化してきた場所であると考えらるべきであろう。そして争論対象地は、東側を富田荘側が主張する「御厨河之水落」によって、西側を一楊余田方が主張する「海東郡古河之境」によって区切られている場所ということになる。

「萱野」の性格・景観の特徴について読み取れるところを網羅的にあげてみよう。①富田荘雑掌の主張に「今相論萱野境者、寛治以後為『新開発萱野』之間」（荒尾宗顕代兵庫允長章請文）とある。これは、基準とされたのが「寛治官符」であったことに対して、寛治年間以後に新たに開発された土地であることを示している。②荒尾宗顕代兵庫允長章と上条太郎左衛門尉が「相共莅『彼萱野境』、令『檢知』」た結果の措置に関して「為『寛治以来新開發并浜須賀生出萱野』」とあり、その萱野には浜須賀（＝浜菅）が生出でていた（荒尾宗顕代兵庫允長章請文）。③「今相論萱野之境」「當相論境者、爲寛治以来新開發并濱須賀生萱野之上、稱『古河之跡分』、南北在之」ともあり、その場所は「古河之跡分」と称されており、南北に分在していた。これはその場所がかつては川を成していたが、当時は陸地化していたことを意味しよう。川といういい方をしていても、後述のごとく実は海水が入ってくる場所なのだが、海退に伴って陸地化が進行しその跡が川のような形になるのである。④「仍海東郡并古河余流不分明、而両方引申」（上條篤光請文）とあることから、両者にとつて根拠となる「海東郡（の堺）」と「古河余流」（古河の支流）が現地調査を行なった時期には不鮮明になっていた事が分かる。⑤「萱野之境」について、「御厨河并古河余流萱野境」（荒尾宗顕代兵庫允長章請文）とあり、また一楊余田方雑掌の主張に「尤守『海東郡古河之境』、可『令』知行之処、限于御厨河余流、知行之由掠『申之』、募『関東武威』、非分押領之間」（荒尾宗顕代兵庫允長章請文）とあり、その地は、海東郡古河の境に接しまた御厨河余流にも接していた。⑥「御厨河々上（付彼河東）、在所」之、即加『檢知』候之処、或柳生、或野島候（南部弥六所領越智村云々）、自『彼在所』（御厨河以東）北之端」（荒尾宗顕注進状）とあるので、御厨川にそつて相論地のの上流にあたる所で河の東側に「在所」（人里）があり、そこには「柳」が生えていたり「野島」があつたりした。そしてそれは南部弥六の所領で越智村といった。⑦「自『彼在所』（御厨河以東）北之端、迄于当論所萱野北之堤、行程五十余町（御厨河以西）、海東・愛智兩郡境之道、両方無『異論』、任『往代古跡』、富田・一楊田園所務無『相違』候」（荒尾宗顕注進状）とあるので、その御厨河東側の在所（越智村という南部弥六の所領）の北の端から相論の対象となつている萱野の北の堤までの行程が五十余町あり、そこには「海東・愛智兩郡境」をなす道

が通っていた。またその堤の道は「御厨河以西」に位置していた。⑧上述のことは、「上条篤光注進状」からも伺われるが、そこには「如下号一楊雜掌良勝差申古河之古跡之在所者、当論所之萱野之北端、自御厨河相分流在之、仍令檢知候之処、当論所者、如先度言上、寛治以後新開発之海際浜須賀生出萱野候之間、非載寛治官符之古河古跡候歟、如此相論之在所」とあるので、一楊雜掌良勝が主張する「古河之古跡之在所」は相論対象地である「萱野」の北端に接しており、また御厨川からの分流の跡が存在する場所でもあったことが知られる。そして現地調査時に問題とした「古河古跡」とは寛治官符所載の「古河古跡」とは違うものであることは、当事者たちにとって明確となっており、そのため寛治官符が示す境界線はこの争論の決め手となりえなかった。⑨寛治年間以後開発の対象となつた場所で、その場所の景観的特徴として、新開発地と「濱須賀」(はますが)が生い出でるままになっている所とが含まれていた。また「古河之跡分」と称されることもあり、その地は南北に連なっている場所でもあつた。そして「寛治以後新開発之海際浜須賀生出萱野候」(荒尾宗顕注進状)とあることからその場所はこの檢知の時には海際にあり、すなわち南側は海であつたことがわかる。さらに注目すべき点は、⑩貞和五年七月廿五日「尾張国一楊御厨余田方預所等連署和与状」が示す境界線の表現で、「当堺事、於海東・愛智兩郡之堺堤(号八尺堤)以北者、兩方無異論、於今論所者、下那屋在家東江跡、中途者河水流、南者貝砂東、古江通所堺定也、於以西者、富田庄、於以東者、余田方相互可知行者也、(委細別紙載絵図)」とある。両者の堺のうち海東・愛智兩郡の堺である堤(号八尺堤)以北については双方とも従来からの前例に基づいて知行を実現しており、始めから異論はなかつた。問題になつたのはその南側であつて、その相論対象地たる萱野については結局新たに境界を設けざるを得なかつたのである。このことは、相論地についてはかつて定められたときには存在していなかつたこと、すなわち領有対象地ではなかつた事を意味しているのである。それが寛治以後か
なりの時を経て相論対象地となつたのは本稿が想定している如く、この時期海退の結果新たに陸地化したからであると考えると、うまく説明がつくのである。このことは、さらに中分線を説明した言葉に現われる地名表現からも明らかとなる。すなわち、中分線について「下那屋在家東の江跡から、中途は河の水落(を通り)、南は貝砂の東の古江に通じ(線を)堺として定め」、その東を一楊御厨余田方に、西を富田庄方とすること
にしている。要するに係争地の北の端には下那屋在家東の「江跡」があり、南の端には貝砂の東の「古江」が存在するのである。この「江跡」とか「古江」とかの表現は海水面変動に関する地名として注目すべきもので、そこはかつて江入海に属する所であつたが、今はもう「江」でなく
なっていることを示している。要するにこの相論はかつて海であつたところが海退の結果陸地化した所の領有権をめぐる争いなのである。かつて
海であつたと想定される寛治年間(一〇八七〜一〇九四)とはロットネスト海進の頂点(二つあるうちの後者でここ二千年のうちで最も海水面が
高かつた)に位置する時期であることは極めて象徴的であるといえよう。なお、この開発は、国衙への申請を経て行なわれてきたというような性
格のものではなく、自然に陸地化してきたところを双方が事実上利用するという形で進行してきたもので、むしろ国衙の側は陸地化事実を十分に

掌握しないまま、双方の当事者による事実上の占有という形で済し崩し的に進行してきたものであろう。もしこの係争地に全くの人為的な埋立地が含まれていたのであれば、事前に国衙への申請がなされ許可されるという手続きがなされていなければならない。したがってそのことを示す証文が残され、それが証拠として提出されるであろう。しかるにこの訴訟については双方とも全くそのような証拠を提出することができなかつたのである。海退の過程においては、国衙権力が現地掌握をしないまま現地の勢力が利用し占有を進めてきており、このように争論が生じた段階で調停者として公権力が介入するという形もありえたのである。双方の対立が正和四（一三一五）年の直前頃から顕在化してきたということは、海退による陸地化がその時期に決定的な状態にまで至っていたことを示すものと考えられる。海進の頂点時期から約二二〇年程度経ているということは、この係争地はかなり低い場所にあつたことを意味しており、他にもっと早くから陸地化していた場所もありえた可能性を考えておかねばならないだろう。

争論対象地「萱野」は、絵図上でどこに比定できるだろうか。富田荘側の立場から作成された絵図には御厨余田方の境界線についての主張は十分表現されていない可能性を念頭におくべきであるが、双方が容認していた境界線についての文書記載からある程度の想定は可能である。係争の対象地はその南方にあることが分かっているので、それとの関係において係争地を想定しよう。まず双方が容認していた境界線について「海東郡并古河境」とありそこには海東郡と愛智両郡の境をなす道が通つていたという。絵図記載上のその場所を考えると、御厨川本流の反対側にあるにも関わらず互いに相手側に属することを認めている場所が注目される。まず長須賀の東を南流する本流の線以西が富田荘域とされており、これはその線が海東郡の境であつたことが明確であるため御厨余田方も承認していたのであろう。その線が絶えた所の南側で助光と常不の東側の南の堤の東側で本流と堤とに囲まれている部分が本流の西側にあるにも関わらず、富田荘側の立場から描かれたこの絵図においてさえ「御厨余田方」たることを認めているのは、境界が両者にとつて明確であつたからであろう。以上から「御厨余田方」と助光・常不・江松との間の堤防が「海東郡并古河境」にあたることは明らかとなる。したがって両者が譲らなかつた係争地は、その南側であることになる。その可能性のある区域としては、まず「御厨余田方」に接しており常木の堤防東側の家三軒描かれている三角地帯が挙げられるが、本格的にはその南側で御厨川が堤防に接している所の南側に位置し、江松の東南側の堤防の外側で家三軒と神社らしき記載のある場所から海岸までの川が蛇行している西側の場所が最有力候補となつてくるであろう。現存図は、前稿で明らかにしたようにその南側部分が張り替えられているため長須賀東側の川を隔てた所に南北に引かれた線が途切れてしまつている。もしその線が完全に残つていれば、常不の右下で江松の右上の家三軒の三角地帯の所屬が明確になると思われる。この張り替えの目的がこの三角地帯を富田荘側に偽装するためにあつたとの可能性も考えられ、この三角地帯が論所の最北なのか、江松右下の家三軒・神社記載の場所が最北なのかに絞られる。和与によって決められた境界線は、「下那屋在家東の江跡」から「中途は河の水落」

を通過して「南は貝砂の東」「古江を通る」所に引かれていた。境界線の引き始めとして「下那屋在家東の江跡」と表現されているので下那屋在家を三軒家三角地帯とみるか、江松東南の家三軒神社一軒区域にみるかで違いが生じ、さらに「中途は河の水落」をどこに当てはめるべきかの違いも生じてくる。富田荘の立場で作直された現存図は三角地帯いっばいに建物を描いており、「江跡」が明示されなくなっているのは余田方の根拠を示さないようにとの配慮によるものかもしれない。天保年間の小田切春江画「海東郡図」(『名古屋叢書続編』第七巻)では、江松の東・北側に「納屋山新田」が隣接して描かれている。江戸時代のあり方は、十六世紀後半の大海進によって大きく変容したものとされているが、「なや」の名称はどうか伝えられたものと考えられ、江松東側の北側三角地帯が「上那屋在家」で南側三角地帯が「下那屋在家」とみる説が妥当であろう。海に接している草が生えている場所。この北側には堤で囲われた地域があり、この堤こそ海退が進行するにつれ陸地化した場所を高潮から守るため築いたものであろう。何重にもなっている堤は海退の進行につれ漸次陸地化したところを囲い込みながら確保してきた歴史を示しており、各時期の海退の最前線をなしていたと考えられる。長期にわたる海退期には、時代をおって次々に利用可能な陸地が出現し、時には複数の勢力がそれを利用する権利を争うこともあるだろう。この萱野は領有権が未確定であったために寛治以後の開発地たることを示す争論史料を残したが、富田荘内の他地域についても同じ事情を想定しうる場合が多いのである。

第二章 富田荘絵図から考察する海水面変動

ここでは、萱野以外に、かつて海となっていた可能性がある痕跡を絵図から読み取り、海進頂点期の姿にせまりたい。まず絵図に描かれている場所が現在のどの辺りに当るのか、伊勢湾に注ぎ込む川を全体的基準として目安をつけておく。絵図では富田荘東北方向から流下する本流に真北からの支流が合流している。合流した川はほぼ現在の庄内川と新川に相当する場所を蛇行しながら南下し伊勢湾に流入している。今の庄内川と新川は富田荘地域の南東で合流するまで別々であるが、絵図では荘の東北境近くで合流している。この川は荘の東側を南流しているが、荘境はその東にあたり西にあたりして完全に境界をなしてはいない。この川は当時「御厨川」と呼ばれ、荘の東側を流れる間に二つの流れを西側に分流させているので、「御厨川本流」と呼ぶ。その他については史料から名称を知りえないので、便宜上、清洲の方からきて荘の北東側で御厨河に合流している川を「御厨川支流」と呼ぶ。御厨川支流の西側に描かれている有名な萱津宿が、荘の部分より縮小されているとの指摘がある。次に二本の分流のうち富田荘東北の堺辺りで最初に分れてほぼ庄の北側の境(この北側にも二俣・馬嶋今村・北馬嶋・石丸など領有対象地がある)をなしその後南下してほぼ西側の荘境(河辺・蟹柳などこの西側にも領有地がある)をなして伊勢湾に流入する川を、史料にみえる「余流」の語を使って御厨川の「余流①」、それより南側で西に分流し荘のほぼ中央辺りで南に曲がり南下し伊勢湾に注ぐ第二の分流を「余流②」と呼ぶ。

余流①は蟹江の北西辺りでさらに西側に分流をなしているので、それを「余流①の余流」と呼ぶ。富田荘荘域の大半は御厨川本流と余流②に囲まれたA地域（「御厨余田方」が荘域から除かれる）と御厨川本流・余流②と余流①に囲まれたB地域の二つに分けられ、この二地域は御厨川本流と余流①に囲まれた内側ということになる。その御厨川本流と余流①の外側に散在する残りをC地域と呼び、C①御厨川本流東側の「富田荘内」と記された二ヶ所と、C②御厨川支流とそれが本流と合流してから余流①を分流する場所までの西側に当たり余流①の北側にある地域と、C③余流①が南流しはじめてからの西側にある場所、の東北西三つに分けられる。以下ABC三地域に分けて海進の痕跡を検討する。手がかりとなるのは、堤防や境界線の在り方、地名・樹木・立地条件その他様々である。一一〇〇年頃今より約六〇センチの上昇状態であった段階から一三三〇年代に今より一メートル数十センチも低下したということは、この絵図の状態は最上昇時期よりも約二メートル程低下した姿を示しているということが、考察の基準となる。

本流と余流②に囲まれたA地域は、既に堤防によって完全に囲い込まれている区域か、まだ堤防外となっている区域かで区別しうる。堤防内は絵図作成時点において堤防によって囲い込まれている訳で、基本的に陸地利用条件完了地域といえるので、堤防外側とは一先ず区別される。ただ堤防外区域を一樣に考えることはできない。それは、堤防未構築理由を、陸地化した時期がより最近であるためとすべき場所と、元々高い所にあつたため最海進期においても堤防構築の必要性がなかつた場所との、少なくとも二様の可能性を考慮に入れるべきだからである。A地域の大半は西側を南流する余流②に堤防を介して接しているので、堤防外区域は北東南の三方面のみとなる。堤防外南側地区がかつて海であつた可能性については、海水面変動論ではなく人間の力による開拓とする説での想定であつたが、従来の論者においても指摘されてきたところである。しかし海水面変動論に立つ本稿は、海進期には南側だけでなく北・東・西側からも海が入り込んでいたことを明らかにし、絵図に描かれた全体の姿は海退現象に伴うものであると説明しようとしているのである。

堤防外北側地域には、界線で囲われた区域を一つに数えると、比叡・長須賀両地名を含む一区を含めて五区存在する。人家や神社または寺院らしき建物が描かれているのは、比叡・長須賀地区と春田里の堤防北側地区の二区で、建物が描かれていないのは比叡の西側で余流②の南東側の三角地帯aと比叡の南側の二区cdの計三区である。本流と余流②が分岐し二流に挟まれた形となっている比叡・長須賀地区については二つの性格に分けられると考えられる。比叡社（日吉神社の末社か）が存在していたことは主要地区がある程度の高度を保っており海進頂点期でもある程度陸地を維持し得ていたと考えられる。余流②に沿う形で樹木が四・五本描かれているのは陸地を維持し得ていた期間が長かつたことを意味するだけでなく海進期の陸地維持の線を示すものかもしれない。これに対し本流に沿った長須賀地区は、海となつていたが海退によつて陸地化した場所だ、すが”とは海退に伴い菅が生い茂るようになっていたことかからつた地名であろう。比叡と長須賀との間に界線が引かれていないのは各占

抛主体同士が競合する面が少なかったからなのだろうか。家の並び方もある時期の海の入り方と関連しているのかもしれない。「比叡」字の西方三軒は余流②の方からの入海に沿ったもの、東側三軒は北東側二軒と合わせて弧状を為しており、海がかなり浸入していた時期の入海に沿ったもの、東北隅の三軒や長須賀の明白に見える三軒や南側の柱の一部しか見えない二軒は最近になっての海岸線に対応したもの、という想定ができるかもしれない。三角地帯aは対岸の服織里の正方形内に入るべき場所だが、余流②によって分断されている。fやbとともに海進期には海となっていたのである。bは、本来春田里の正方形内にあるのに堤防外に在る。堤防内区域よりも低かったため春田里を護る堤防の外に切り離された時期があると考えられる。この区域には建物が描かれておりまた界線が春田里の正方形にほぼ対応した形をなしている。陸地化するに従って春田里の勢力によって再占拠されており、円覚寺が北条氏から地頭請権を得た時期には堤防内春田里と一括領有されるようになったものだろうか。海進期には余流②が膨張してa b地域に入り込み海となっていたであろうことは、服織里の北東隅が四分の一円形に草壁里側に膨らんでいるのがかつての海の痕跡と考えられることや、春田里の一部であったbが春田里を護る堤防の外に切り離されていること等から想定できよう。空白地c・dの比叡側界線が直線でないのはある時期の海岸線を示すものかもしれない。またcとdとの間の界線も直線でなく前島榎津北側堤防の線の延長にあり、ある時期の海岸線に沿ったものである可能性がある。dよりcの方が陸地化は後の様に見えるが、最海進期には、a b c d地域と長須賀区域に海が入り込み、比叡地区が縮小していた姿を想定できるであろう。堤防外東側には、御厨余田方の一区とその西南隅に小堤防で仕切られ人家が三つ描かれた小区の二区がある。本流の西側にあるにも関わらず広範囲を御厨余田方であると認めているのは、海退期を通じて堤防が成すところの南北線が郡界であり且つ富田荘と御厨余田方との境界でもあるとの了解が維持されてきたからであろう。それは「寛治官符」の存在もあって境界線が異論のない形で認識されていたためで、海退が進行するにしたがつて御厨余田方からしか占拠がされなかったためであろう。ただそれが、第二頂点期においても堤防が維持されていたことを意味するのか、堤防がなく海となっても郡界が明示されていたとみるべきか、問題が残る。私は、この区の一部に陸地が残っていた可能性はあるが、この堤防に沿った部分の中まで海が入り込んでいた可能性は大きいと考えている。それは「寛治官符」の目的が海となった場所についても郡界を明示しようとするものであった可能性を考えているからである。江松の堤防外側に位置し御厨余田方と小堤防で仕切られ家三軒が描かれた三角区は、堤防外であり、またこの一帯のほとんどが御厨余田方であるにも関わらずこの小三角地域が富田荘方でも御厨余田方との間に小堤防を築いているのを考えると、「寛治官符」の示す外にあつたため陸地化進行過程で富田荘側が僅かに領有する余地が生じたものであるとも考えられる。北をA地域南側大堤防に東を御厨川本流に西側を余流②に南側を海に囲まれた堤防外南側には、地名の記載がなく、江松東南側で蛇行する御厨川により北・東・南側を囲まれ西側半分を大堤防に接している三角地帯一所のみ家三軒と小宗施設一つと木が描かれている。残りの場所は雑草が生えている様子が描かれているが、それは菅とか萱などといわれるもので、前章で述べ

た如く争論対象の「萱野」もこの中に存在すると考えられる。この区域は、最近まで海となっていた場所で海退の最前線といえよう。

堤防内側についてもかつて海が入り込んでいたと想定できる地区がある。まず江松・松本地区は南側大堤防のすぐ内側にあり北側地区とも堤防内堤防で仕切られており、ある段階まで海であった可能性は大きい。その北側の今苔江・□（西？）河和・苔江の区画もその想定ができる幾つかの根拠がある。①今苔江・苔江という「く江」のついた地名はかつて入江になっていたことを想定させる。②□河和という地名は川が湾曲する場所につけられる地名で、かつて川Ⅱ実態は海Ⅱ入江が入り込んでいたことを示す地名であろう。さらに③今苔江北側の稲真里・包里との区画が直線ではなく南に向かって湾曲していることは、ある時期の海岸線に沿ったものであることを示しているだろう。また十二ケ里の一つ稲真里と包里とが同一区画になっており、特に稲真里南側界線が正方形でなく円形に膨らんでおりその部分が「包里」であることは、この半円形部分もかつて江となつたが早い時期に陸地化し稲真里の勢力によって囲い込まれたため「包里」という名称となつたのであろう。これは「かのり」と読み現在も残る地名である。なおe区はd区よりは高かつたと思われるが、地名が描かれていないこと、西側と南側に前島榎津があること、その形が不整形を成していることなどから、一部に海が入り込んでいた時期があつた可能性を捨てきれない。江松北側を常木と読めばずっと木が生えていた場所と理解することができるが、ここでは表記の形に従つて常不と読む説にしたがう。助光には鳥居・神社・家・樹木が描かれており陸地が維持されていた可能性が高い。隣の榎津にも宗教的建物が描かれておりまた地名から津が存在した時期があつたと理解することも可能であり、一部に陸地が維持されていた可能性がある。春田里東側の前島榎津との関係については、海進の頂点期に一旦切り離されたことによるのか、断定できない。堤防内堤防としては、①江松北側から松本北側の界線をなすもの、②松本内部南西側大堤防に半円形で接触しているもの、③江松と松本の境界を成すもの、がある。①についてはその北側の苔江・西河和・今苔江地区と江松・松本地区と陸地化した時期がどちらが新しいか問題となる。これによつて、この堤防が南から北を防御するものであつたのか、逆に北側の江から南側の江松・松本を防御するものか違ってくるからである。手がかりとなるのは常不と江松の間の堤防であつて、それが常不を南側の海から衛る目的であつた時期があるということになる。もし苔江がまだ海であつたとすると苔江と常不との間にも堤防が必要となるが、それは描かれていないので、この堤防が作られたのは苔江が陸地化していた時期であろう。しかし西河和・今苔江までが同時に陸地化した訳ではない。江松と松本の間には堤防があるのは陸地化の時期が違うことを示している。で、松本北側の堤防についてまで断定することはできない。西河和・今苔江が入江になっており松本が陸地となつていた時期があつた可能性も否定できないからである。

御厨川本流・余流②と余流①に囲まれるB地域には、完全に基本堤防に囲われている区域は少なく、完全に包まれているのは南側新開発地福富・富長だけである。

成願寺区は萱津方面からの道が通っている堤防があるが、北側でも余流①が本流から分岐して北の境界をなしている橋までの短距離と東側の本流との間には堤防はない。塔を備えた寺院建築らしきものが描かれている所はある程度の高度を維持していたのであろう。南側秀時との境界線の三分の一東側が半円形に凹む形となっているのは本流の方から海が入り込んでいた痕跡を示すものである。秀時側から陸地化するに従い占拠し囲い込んだからであろう。秀時の東側から南側にかけては、本流と余流②によって境界線を有しており、堤防はない。西側は成願寺の方から続く南北道の堤防で仕切られる。秀時の東側・南側・西側はかつて海がかなり侵食し殆どが海であった時期すらあったかもしれない。東側本流と余流②に接触している辺りには界線で区画された「石丸」散在四箇所と「伊勢名」が存在しており、これはかつて海となっていた所が陸地化するに従い別の勢力によって占拠されたものと考えられる。また西側の堤防道には「服織（カ）古津」とある小区画が接触していることは、かつての津の存在を示しており、服織里の東北部が海であったと考えられることと相俟って、南側から海が入り込んでいたと考えられる。秀時と比叡とは余流②を挟んで北と南の位置関係にあるが、比叡の方が高い所に立地していたものと考えられる。千音寺と嶋山郷の間に界線がなく、千音寺近くには界線で囲まれた石丸区と御品田二ヶ所が散在し、北側と西側を余流①、東側を堤防道、南側を十二カ里北側の東西線によって区切られている。海進期には周りから海が侵食していたであろう。北側については余流①が幅広い形となっていたことが想定されるが、南側についても海の侵入が想定できる。後述の如く南側の伊麦里・新家里・草壁里に関係する堤防の在り方から、かつてその間に海が入り込んだ時期があった可能性があるからである。余流①に近い石丸は海となっていた所が陸地化したのがつて特定勢力によって占拠されたものと考えられる。富田荘領家との関係を描く説もある二ヶ所の「御品田」については、それぞれ草壁里の界線に接しているものと堤防道に接しているものがあり、曲線をなしている側がかつて海であったとも考えられるが、断定はできない。東側の堤防道は周辺地が低地を成していたので堤防上に道を作らざるを得なかったものであろう。この千音寺・嶋山郷地区は最海進期には周りから海が大きく侵食して小島となった可能性もある。十二ヶ里内北に位置する三里には各々堤防の外をなす部分がある。伊麦里は南側の上得真の間に堤防があり全体が堤防外で、新家里は北側三分の一弱と東側約七分の一が堤防外となっている。草壁里は東側に南北の堤防道があるが、それは完全に包み込むものではなく、新家里の南北堤防が富田里に接し東に向かい服織里との境界をなし服織里の半分を少し超えた所で南北に走り余流②に接する所で堤防道に接している。このことは伊麦里内の西と北の一定部分・新家里の北側・東側と草壁里の全体が堤防の外側にとり残されていることを意味する。同じく草壁里の南東部の四分一円形の小区画が南側の服織里の堤防の東側外の家が描かれているf部分と一体化しているのは、草壁里とf部分が同じく海となつてとり残されていた時期があったが、海退が進む中で草壁里の主要部とfと服織里とが別勢力によって占拠されたものと考えられる。fに家が描かれているのは、そこだけが円覚寺側の地頭請けの対象となつていたからであろう。草壁里においては、fの一部となつた四分一円形の欠けた部分は主要部よりも低くて、主要部の方が陸

地化した段階でも四分の一円形区画はまだ海侵状態となっていた時期があったのであろう。萱津宿からの堤防道はある程度海退が進んでから作られたのであろう。伊麦里・上得真の西側は上得真の北側から西側を下得真を含めて護る堤の外にある。また余流①に接している二つの堤防が交錯し複雑な区画を作る形となっている事情は、海退の段階によるのか、技術的なものなのか、人為的事情もあるのだろうか、確定し難いが、十二ケ里の西側堤より外にあることは海進が最も進行した時期には南側の蟹江・今村地区と同じく海が入り込んでいたのであろう。下得真の西方「富田庄内」と記してある区域は、蟹江・今村地区との間に堤が存しないにも関わらず界線だけで区画されているのは、陸地化過程において境界線が互いに明瞭であったからであろう。蟹江・今村地区は、余流①との間に堤を有せず、十二ケ里西側の堤の外にあり、当然海となっていた時期がある。今村と描いてある南側に長方形に囲んだ小区画に「蟹江今村、富田庄内」と注記してあるのは、この部分だけが富田庄に属することを明示したもので、その北側の「蟹江、今村」は荘外であった。江西・内吉洲区域は蟹江・今村方面から堤を介することなく続いており、かつては海が入り込んでいたものであろう。稲村里南西部を四分一円形に切り取る形になっていることはその部分まで海が入り込んでいたため陸地化した時期に内吉洲勢力が占拠することになったのだろう。またこの海の入り込みは、内吉洲だけでなく中野に続いていた。中野の形は横江里南東を四分の一円形に切り取り、南側や西側へも円形の界線を有している。この不整形で陸地化が進行し、同一勢力によって占拠されたものだからであろう。南側の新中野も南と北の界線が曲線になっており、中野より後に陸地化したのを中野の関係者によって占拠されたのであろう。新中野南側の岩丸、西側の狐基・鉢尻・秦追・福嶋・g・西野新田・秦富などの区域は、曲線の界線と直線の界線とを有している。曲線にはかつての海の痕跡を想像し得るが、直線は何らかの計画性を想定し得るところである。これらの区域も特定段階には海が入り込んでいたと考えられる。最南方の富永・福富・hはそれぞれ北側に堤を有しその他の側も基本的に堤で囲まれている。北堤の北側の地域とどちらが早く陸地化したのが問題となる。hと福富は海側にあり最近になって陸地化したと考えてよいであろうが、富永についてはB地域東側を南北に走る堤の作られ方とも関わるが、やはり福嶋よりは早かったと思われるが、北側よりは後になってのことであろう。hの南側堤が切れている理由については自然に破れたのが放置されたとする説、塩田説などがあるが、私は塩田説が最も自然であると思う。海退進行過程の特定段階においては、満潮時には潮が流入するという古式入浜式塩田が可能となりうるだろう。絵図が描かれた時期に近い頃まで利用可能であったと考えたい。富永と福富の東堤防外に半円形の太い界線が描かれている区域はこれからその形で堤を築いて開発しようとされており、特定勢力が先占していたものと理解できるであろう。福富の南側堤防外の萱草が生えている部分はかなり狭く海が逼っている。これはh区域が入浜式塩田として利用されていた時期があったとする説を支持するところであるが、福富の開発がかなり最近のことであることを示しているといえよう。つい最近陸地化したばかりであったのだろう。十二ケ里内部の一応堤防内となっている所についても全体が完全に堤防で包まれている所はなく、一部が堤防のない側に開いている。上得真と下得真の間に界線

が引かれている如く、かつての条里制の遺構の正方形内がこのように分断され、しかも下得真側にはその界線に接して半円形と長方形の界線によって小区画が描かれている。しかもその界線は西側の堤外の余流①に向かって引かれている。また下得真とその南の里との境界を成している堤に接する形での長方形の小区画も描かれている。これらは別の勢力によって占拠されたものであることを示すもので、これは得真里内部にまで海が入り込んだ時期があり、その後陸地化する過程で上得真と下得真とが別の勢力によって開発されたことを意味するのであろう。その陸地化した段階もまちまちであったのだろう。下得真・富田里の南側の東西に走る堤防の造成時の目的については、南側の二つの里を北から守るものであったのか、下得真・富田里を南側から守るものであったのか、問題となる所である。下得真には別勢力が占拠したと考えられる小区画が三区もあることから、ここまで海が入り込んでいた時期があった可能性が高い。したがって北側の上・下得真と富田里側の一部に海が入り込み、その南側を海から守るために堤を造成した可能性もある。西側の余流①に向かって境界線の堤が延長されているのもその関係かもしれない。従ってB地域では最海進期に陸地が残っていた可能性があるのは、成願寺と千音寺の一部と富田里の一部から新家里の一部、それに稲村里・横江里の北側部分とその北側の二つの里、程度であったことになるだろう。

なおA・B両区域についても言えることだが、南側の堤が太く描かれているのは実態を反映しているものであろう。これは、開発が陸地化進行に伴って進められてきてはいるが、やはり今まで海であったことが人々の念頭にあり、いつ異常高潮が生じるかという懸念を意識してのことであつたのだろう。B区域の西側の南半分には余流①に沿って太い堤が描かれ、南にいくほど太くなっている。これは、南にいく程海拔が低くなつており、西側の余流①からの浸水の可能性を意識したもので、海退が進んだ最近のものであろう。

御厨川本流と余流①の外側のC地域東部には二区ある。北側には賀茂須賀があり「富田庄内」の注記がある。この区全体が不整形な楕円形となっているのは、かつて海となつていた時期があり、陸地化してきた段階で占拠されたことに関わる痕跡と見ることができよう。ただ北東の寺院や樹木が描かれている部分は大進期にもあるいは陸地を保つていたのかもしれない。その南側の家五軒描かれているところ辺りまでは海が入り込んでいたのかもしれない。砂地を表すような区画の三分の一弱程の西側部分は、陸地化が遅かつた場所であろう。この区が本流の東側にあるにも関わらず富田庄内たり得ているのは、茶色の郡界線が引かれている様に以前から郡界が共通認識にあつたからであろう。また最海進期にも若干の陸地が維持されていたと考えられる点も大きいものかもしれない。南の長須賀対岸の本流に沿った弓形区の殆どに草が描かれているが、家一軒のみを確認できる。家描出は地頭請対象区域であることを表現しようとしたものだろう。一楊御厨余田方との界線上の三本松と一本杉は、他所の樹木よりもかなり大きく描かれており、古木を示そうとしたものだとすると、最海進期にあつてもその場所は陸地が（やや余田方にあるので余田方か）維持されていた可能性を想定できる。この樹木の存在や界線上に茶色線が引かれていることなどから、以前から郡界が認識されていたことによつて、

一旦海となつてからも、以後の海退進行過程において富田荘側から占拠できたのであろう。この二区においては海進期の土砂の堆積という条件も考えるべきであろう。C地域北部、萱津宿の南北道は二俣の所で西に曲がつているが、これは清洲方面からの南下した支流が本流と合流しその後西に蛇行した所から余流①を西流させていくのに沿った形となつている。この道は堤を成しているようで、ある段階において侵入した海からもその役目をはたしていたのだらう。萱津宿南北道の東側の河に接する三区には普通の家が描かれているのに対し、道の西側四区はいずれも寺院や堂であり、明らかな違いが見られる。また東側三区はそれぞれ道を隔て西側の寺や堂に対する形となつており、海退が進行する過程で向かいの寺や堂との関係をもつて形成されてきたものである。光明寺向かいには区画が描かれていないが、道上に「萱津宿」と書かれている。その東側の川と道に挟まれた空白部分が萱津宿の中心であろう。家描出目的が円覚寺の地頭請対象地であることを示すものであるという自説によつて考えれば、領主権の範囲外である可能性を示しているが、むしろ光明寺の門前町的性格を考えるべきであろう。南北道が西に曲がるのに沿った川との間は「二俣」という地名で「富田庄」の注記があるにも関わらず家が描かれていないのは、地頭請け未確立を示しているのかもしれないが、その理由はまだ土地利用上安定した段階に至つていなかったためであろうか。堤の外側であつて、最近まで海が侵入していたのであろう。堤(道)の内側に沿つて東西に細長い区画には東側から「馬嶋今村」「藤原氏」「富田庄内」と注記がある。川の進行方向に沿つており、ある段階の海の侵入範囲を示すものであろう。この区域の北側の界線が道を隔てて二俣の北側の界線につながつてゐることは、ある段階にはこの線が陸地と海との境界を成してゐたのではないか。その段階には堤は未構築ということになる。北東隅に樹木が描かれてゐるのもその段階における陸地の最前線を示すものかも知れない。さらに北側に空間をおいて平行に細長い北馬嶋があり、その区内の西半分中に「石丸」の二小区が南側界線に接する形で描かれ、その西側に「富田庄内」と注記されている。この区画についても東側の界線上に樹木が描かれている。また「石丸」の二小区画はこの部分は、遅れて陸地化したため別勢力によつて占拠されたことを示しているのだらう。「石丸」についてはすぐ西方にも小区があり、他所にも散在しており、共通の占拠主体を想定できる。海進期には余流①が膨張する形でこの区域まで海が侵入していた可能性も否定しきれない。C区域西部の、余流①の西側から余流③北側の牛踏から蟹柳そして余流①と余流③に挟まれた鷺尾地区は、堤を界さずして余流①と余流③につながつておりかつては海となつてゐたと考えられる。最海進期より以前のある段階には、上得真の北側の堤防線と東西の界線がつながつており、牛踏の西側の界線はかつて対岸にまで伸びて「富田庄内」とある区域と一緒になつて一つの正方形Ⅱ里をなしていたのかもしれない。この段階でややずれる形になつてゐるのは一旦海退によつて一体性が崩されたためであらう。また牛踏西側の南北の界線と北側の東西の堤の線と蟹柳西側の南北の堤の線と鷺尾の西側の堤線と南側の東西の界線で囲われた区域も蟹江の一部となつてゐる対岸の三角地帯(B地域)を含めてかつては一つの里を成してゐたのであらう。C地域北側の河辺も西側の界線に平行する堤が描かれており堤の東側だけに家が描かれている。円覚寺方が地頭請権の存在を主張してゐる

のはその場所だけであろう。わざわざ堤の西側に南北の界線を引いたのは、この界線がほぼ南の牛踏西側の界線とつながるようなので、以前からの条里の区画線が明瞭な形で維持できていたからなのかもしれない。円覚寺領河辺が堤の東側で南から北北東に伸びてきた堤を介してほぼ余流①に接触している。海進期には川に沿う堤もなく海であったのだろう。海退進行のある段階において陸地化した所を富田荘方が占拠したのである。以上の検討はあくまで絵図から読取り得る範囲にすぎないが、川は大きく膨らんで海となり、A・B両地域が面積半分以下の二つの島をなす時期があったことだけは確実に言えよう。しかし最海進期には、両島がさらに縮小しただけなのか、或いはさらに微小な島に寸断されるような形をとることがあったのか、断定できない。しかし後述の如く十二ヶ里遺構の一部が残存していたのは確かなので、全く海没したのではないことは確かである^⑩。

むすびに

ここでは一一〇〇年頃の海進の最頂前期以前の在り方も含めて、海水面変動と関わるこの地域の歴史を通時的に考察する。手がかりとなるのは「十二ヶ里」と称されていた条里制類似遺構の性格や施行時期等に関する知見で、板倉勝高・米倉二郎・水野時二・安田喜憲・金田章裕・上村喜久子諸氏等により、次の点が明らかにされている。①海部郡の他地域を含む尾張平野全般の条里阡線は正確に南北となっているのに対して、富田荘十二ヶ里条里の阡線が約五度東に傾いているのは、後に施行されたからである。②里内の坪配列は、他の海部郡条里と同じ東北隅を起点とし西北隅で終わる千鳥型である。この事実に関しては、次の解釈に到達している。③十二ヶ里条里は、以前に施行されていた条里が度重なる河川の氾濫により荒廃したため、新たに基準線を取り直して再施行されたものである。④十二ヶ里施行時期については、安田喜憲氏が一部地質調査結果等を考え合わせて十・十四世紀と想定したのに対し、上村喜久子氏はさらに絞って、十世紀以降十一世紀末以前、おそらく藤原忠教の国司在任中、国内の荒廃公田の再開発が国司の領導のもとに大規模に実施され、旧条里遺構の基幹部分の復元がされたが、坪内の地割りの再現までは行なわれなかつたとしている。ここで問題とするのは、以前の条里が荒廃した理由とその後十二ヶ里の基本的地割りが施行された時期やその事情についてである。

まず十二ヶ里施行を先行条里荒廃後のものとする再開発説は、その原因を単なる川の洪水・氾濫と捉えている点を除けば、基本的に支持できる。問題はその荒廃原因で、従来は単に川の洪水で流路が変遷したことによるとしてきたが（安田氏は海水面変動を否定する前提に立つて特に私が余流①と名付けた流れをかつての荘内川本流とし、上村氏もそれを踏襲している）、既述の如く侵食は周りから全体的に生じており、海進によってもたらされたとすべきであり、一連の事情は二度の頂点を有するロットネスト海進による陸地への浸水と各頂点以後の海退期における再占拠・再

開発の問題としてとらえるべきなのである。次に問題なのは条里再施行時期についてで、上村氏が十世紀以降十一世紀末以前とされた想定の大局は支持できるが、さらに藤原忠教の国司在任中と絞られた点は受け入れることはできない。上村氏の推測の前提とした網野善彦説では、「撰関家嫡流に伝えられ、近衛家領となつていく」長岡荘・堀尾荘・富田荘が「共通して新たな開発地に設定された一円的な荘園であった」との想定の下に、それが尾張国守であった関白師実の五男藤原忠教の立荘活動やその下での開発との関係でなされたとしている。「共通して新たな開発地に設定された一円的な荘園であった」とする点の問題についてはここでは措くとする。またそれら荘園の立荘に関して藤原忠教との関係で想定することには、今の所異論を挟むつもりはない。問題は、上村氏が十二ヶ里施行をその立荘時期に対応させて考えている点である。網野氏によると、藤原忠教が尾張国国守であった時期は寛治四年（一〇九〇）から承徳二年（一〇九八）頃までで、これは正にロットネスト海進の第二頂点期にあたり、この時期は第二次施行条里への海侵が最も進んでいたと考えるべきなのであるから。以上の如く考えてくると、二次的条里施行時期はそれ以前の海退期である十世紀後半以降十一世紀前半までの約一世紀弱の間に絞られてくる。

次に、それ以前特に第一次条里施行以来の事情は、どのように考えられるのだろうか。まずフェアブリッジ氏の海水面変動表によると、律令国家形成過程に当たる七世紀後半から八世紀初頭には今よりも一五〇センチ程海面が低下していたが、その後海進が進み九〇〇年頃ほぼ現在に近い頂点に達している。このことは、律令国家成立前後の時期においてならば、この地域においても尾張国の他地域と同一基準で南北線が正しく南北となる条里が施行されていた可能性を示すものであろう。すなわち八世紀初頭前後に現在より約一・五メートル低下していたとすると、丁度この絵図が描かれた時期に近い状態（最低下期はそれよりもやや下がっていた）にあったと想定できる（海進期の土砂流出と土砂堆積分を考えると陸地の形が全く同じではなかったと思うが）。それが、九〇〇年頃に一五〇センチも海面上昇したことにより施されていた条里は寸断されてしまったという想定が可能となろう。しかし九〇〇年頃を過ぎるとまた海退方向に転じて一〇二〇年代頃の九〇センチ前後の低下となる。その海退期にある程度再建されたのが、絵図に残る十二ヶ里の条里遺構なのだが、その後一一〇〇年頃の頂点に至る海進はすさまじく、一〇二〇年代頃の約九〇センチ低下状態から約六〇センチの上昇状態という、僅か七〇年程度の間約一五〇センチ程の急上昇がもたらされ第二次条里は侵され寸断されることになるのである。

絵図に見える状態は、その後海退による陸地化が拡大するに伴って、再占拠・再開発が進行した結果のものである。その在り方を、前回の再建では改めて基準を取り直して十二ヶ里の枠組みとなる阡陌線を施行したのとは比べると、それに匹敵する程の広域的計画性を見出すことはできない。基本的には陸地化が進行した場所から次々に私的勢力が個別に占拠し再開発するという形をとって進行してきたためであると考えられる。この事情は、前章で指摘した如く十二ヶ里内においてもかつて海が浸入していた多くの痕跡が存在することから伺うことができる。すなわち、絵図

に描かれている十二ケ里の二次的条里が正方形の整形を崩す形となつてゐるのは、正にこれが二次施行された時のままの形ではなく、それが一一〇〇年頃を頂点とする海進によつて一旦侵された後の海退過程における陸地回復の自然状態に制約されながら諸勢力によつて私的に占拠され虫食ひ的に開発されてきたために生じた痕跡として了解できるのである。その十二ケ里地域の再建の在り方としては、条里阡陌線が直線となるような完全な正方形を作り直すことはできなかったにせよ、十二ケ里の大まかな形がその後も維持されていることは、それが程度残存していた二次施行条里遺構に沿つて行なわれたことを意味するだろう。

第二次頂点以後の再開過程について、旧権利者の権利の存続の有無という観点から付言しておこう。富田荘域の中で比較的高い位置にあつた十二ケ里やその他若干の陸地が維持されていた地域は従来からの権利が存続し安かつたのに対し、海進で一旦失われ全くの再占拠・再開発の対象となつた地域は基本的に旧来の権利関係は断絶し新たな占拠者の権利が生じ安いという面が大きかつたと考えられる。大雑把にいうと、条里の界線や堤防において本来の直線が維持できているのは旧来の権利者の力の影響として、海進の痕跡が残された部分は新占拠者の影響によるものと考えてよいであろう。この十二ケ里地域は両者の相互規定として形成されたとみることができ、それに対して全体的に低く殆ど海となつた地域は、再占拠において権利は新たに設定され易いという傾向があつただろう。十二ケ里地域は旧権利関係がある程度維持されながら、私的勢力の再占拠・再開発が展開したことが条里の虫食ひ的痕迹を海侵の跡として残す結果をもたらしたものと考えられるのに対して、殆どが海となつた地域は、旧勢力の影響から自由な形で、陸地化の状態に応じた新たな占拠が進行したと考えられる。そのような中である程度の計画性・広域性をもつ所もあつたようである。中荒田・前島榎津・助光・常不の四小地区が条里よりは小さいが互いに同形の正方形に近い長方形を成している点には、虫食ひ状態となつた十二ケ里の方よりも均一性をみることができ、再占拠・再開発におけるある程度の企画性が感じられる。これは同時期に陸地化した所を計画的に仕切ることのできる何らかの条件があつたからであると考えられる。津の存在または神社らしき建物があるように国衙の影響が強い地域だったのかもしれないし、或いはまた再開発の申請者に対して、国衙権力がその範囲を決めるといふような調停的機能を發揮していたのかもしれない。また幾つかの区をまとめて囲う堤防が作られている事実も、ある程度の共同性・計画性をうかがわせるところであるが、界線については中野や新中野など不整形が多いのは、正に陸地化進行に対応して各勢力が力関係によつて占拠し開発してきたことを示している。ある程度の広域性を有する大堤防構築の場合と私的勢力による場合との区別が必要かもしれない。

以上から、この海退過程においては、広域公権力が計画的に条里制を再建することなく、基本的には諸勢力が私的に占拠し、それに対して公権力が承認や調停という程度の干渉をする形で進行してきたことが想定されてくるが、特に大堤防構築の場合への関与の可能性は否定できない。その時期は、ある程度陸地化が進行した十二世紀後半以後とみるべきで、正に武家政権が成立してからの時代であろう。各区の占拠主体については、

国衙に結集する諸在地勢力や富田荘関係者と考えられ、それは北条時宗が富田荘地頭職を円覚寺に寄進する時より前からのことであつたと考えてよいだろう。これに関わつた公権については、平氏政権時代がどの程度のものであつたのかは分からないが、本格的に陸地が拡がるのは鎌倉時代特に十三世紀に入つてからのことで、やはり北条氏の影響が大きかつたことであろう。パリア海退進行過程の各時期において占拠された各区画は、最終的には公権力による承認へと進まなければ安定的な領有とはならない。富田荘と御厨余田方との「萱野」をめぐる争論はほぼ一三〇〇年代前半をかけて争われ一三四九年に一応の決着をみたが、この絵図内にはそれ以前に争われ既に決着をみた区域も存在するのだろう。特に海退による陸地化の最前線地域は各時代毎に前進していくことになり、複数の占拠者の競合が生じて不安定化する要因が存在する場合もあるだろう。また萱野相論当時は表面化していなかつたが、その後の政治情勢によつて不安定化する区域もあつた。観応の擾乱での足利直義死去による秩序維持の押さえが消滅した後には、円覚寺は守護と結んだ在地勢力によつて二俣・馬嶋・川崎等の地域が押領されたことを訴えている。後醍醐政権が国衙領について円覚寺の地頭請け権を否定したことを考え合わせると、鎌倉期は北条氏によつて、足利政権成立後は足利直義の公的秩序維持機能によつて円覚寺の領有は支えられていたが、その押さえが消滅した場合、潜在していた対立要因が噴出する可能性があることを示している。特にパリア海退は一三〇〇年頃から一四〇〇年代半ばにかけて長期にわたつて徐々に進行しており、陸地化の各段階に応じて諸勢力の競合から対立要因が生じる可能性は常にありうると考えられるからである。

註

(1) 本稿の分析対象となる「円覚寺所蔵尾張国富田荘絵図」の成立事情については、拙稿「円覚寺所蔵尾張国富田荘絵図の成立事情」(『大東文化大学紀要』第十二号(人文科学)2004年3月)で、原図は鎌倉幕府滅亡後、国衙領に対する地頭請権を否定した後醍醐政権に対して、圓覚寺が一三三四年その権利の復活申請を行なう際に作成されたもので、その後一三三六〜八年頃隣の一楊御厨余田方との萱野境をめぐる争論の絵図に転用するために加筆や部分的差し替えを行つたものであることを明らかにした。富田荘についての先行論文についてもその註を参照されたい。

(2) 一九六一年三月名古屋市長務局調査課編集、名古屋市長務局発行『伊勢湾台風災害誌』。

(3) 前掲註(2)『伊勢湾台風災害誌』(五七頁)等。

(4) 『濃尾平野の地盤沈下と地下水』(東海三県地盤沈下調査会編、一九八五年三月名古屋大学出版会発行、発行者井関弘太郎)等。

(5) 安田喜憲氏は「尾張国富田庄の歴史地理学的研究」(立命館文学三〇三号、一九七〇年九月、立命館大学人文学会)において、「福田川と

新川にはさまれた、かつての富田庄の中心地域」は、絵図が書かれた当時「現在よりも畑地の多い、高燥な地であった」のが、現在低湿地化しているのは、庄内川等に大規模な堤防が築かれ、河道が固定され土砂の堆積が周囲より少なくなってしまったためであるとする。この説への批判は、拙稿「パリア海退と日本中世社会」（『東京学芸大学附属高等学校研究紀要』二八号一九九一年三月、後二〇〇二年吉川弘文館刊拙著『中世の農業と気候』所収）を参照。

- (6) 黒田日出男「中世農業技術の様相」（『講座日本技術の社会史』第一巻、一九八三年、日本評論社、後同氏著『日本中世開発史の研究』校倉書房一九八四年）。木村茂光「中世富田庄の堤と開発——近世の村絵図から」（『UP』一三八号、一九八四年四月、後一九九二年校倉書房同氏著『日本古代・中世島作史の研究』所収）。前掲拙稿参照。

- (7) 『愛知県史資料編八中世一』所載の円覚寺文書によっている。相論関係史料としては次がある。一〇九八号暦応元年十二月十五日「民部権少輔荒尾宗顕請文」、一〇九九号暦応元年十二月十五日「荒尾宗顕代兵庫允長章請文」、一一〇〇号暦応元年十二月十八日「左衛門尉上條篤光請文」、一一二八号暦応三年九月十六日「民部権少輔荒尾宗顕注進状」、一一二九号暦応三年九月十六（力）日「上条篤光注進状」、一二四八号貞和五年七月廿五日「尾張国一楊御厨余田方預所等連署和与状」、一二四九号年未詳十二月十九日「足利直義御教書」、一三三七号文和元年二月十八日「円覚寺新文書渡目録」。次は『神奈川県史資料編3 古代・中世（3上）』所載文書である。四六四〇号応安三年二月廿七日「円覚寺文書目録」、四六四二号応安三年四月十五日付「正禮圓覚寺領文書請取状」。

- (8) この沿海図作成の目的については今後の課題であるが、海浸によって変化した地形に対応して各境界などを明示することがその一つであったと考えている。また当時の海潮が入り込んだ在り方を記録する目的のものもあつたようである。別稿を期したい。

- (9) 前掲拙稿「パリア海退と日本中世社会」参照。

- (10) 葉栗郡玉井神社所蔵の養老年間作成と伝える「尾張古絵図」は後世の偽作とされてきたが、海水面変動論の立場からは、年代の誤伝はあるが、むしろ寛治年間頃のものとするに信憑性を認め得るかもしれない。そこには熱田と長島を結ぶ線の北側に二島が描かれており、本稿で想定した富田庄の二島に該当する。今後の検討を要するだろう。『長島町誌』上巻（一九七四年十一月、伊藤重信・長島町教育委員会）一三頁所載図による。

- (11) 前掲安田喜憲「尾張国富田庄の歴史地理学的研究」。

- (12) 上村喜久子「絵図に見る富田庄の開発と形成」（『名古屋短期大学研究紀要』二四号、一九八六年）。

- (13) 網野善彦「尾張国荘園公領と地頭御家人」（御家人制度研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年）。

(14) 前掲拙稿「円覚寺所蔵尾張国富田荘絵図の成立事情」参照。

(二〇〇五年九月二十一日受理)

円覚寺領 尾張国富田荘絵図

